

高知県立ふくし交流プラザ指定管理者公募に係る質問について

| 質問内容 | 回答 |
|--|--|
| <p>「高知県立ふくし交流プラザ管理運営業務仕様書（P18～19）の5. 業務に必要な経費（3）管理代行料の精算」において、「指定管理者の努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めない。ただし、余剰金が、管理代行料や、利用料金による収入、管理業務の実施状況、管理業務に係る決算の状況及び県による施設整備の状況その他の状況に照らして過大であると認められる場合、県と指定管理者との協議により、当該余剰金のうち県に納付すべき額又は当該施設の整備その他の使途に充てるべき額を定めることができる。」の考え方について</p> <p>① 過大な余剰金かどうかを判断する期間は単年度毎か、または5年間通算か。また、判断する時期は何月か。</p> <p>② 過大な余剰金を判断する際、収入の種類、内容によって判断するか。</p> <p>③ 具体的に幾ら以上または管理代行料の何%以上等を過大との基準や範囲はあるか。</p> | <p>① 過大な余剰金かどうかについては単年度で判断します。また、判断する時期は、毎年度事業終了後の事業報告書の提出（4月末期限の予定）後となります。</p> <p>② 過大な余剰金であるかどうかについては、原則、金額で判断することとし、収入の種類、内容によって判断するものではありません。</p> <p>③ 提案を受けた事業の内容及び金額をふまえて、県と指定管理者との協議により協定時に決定します。</p> |